

番 号 : 170794

国 名 : アフリカ地域

担当部署 : アフリカ部アフリカ第三課

件 名 : 南部アフリカ地域における円借款事業実施促進アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 円借款事業実施促進
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年11月中旬から2019年1月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.80M/M、現地 6.00.M/M、合計 6.80M/M
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第1次 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 1日
 - ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 30日、国内整理 1日
 - ・ 第3次 国内準備 1日、現地業務 30日、国内整理 1日
 - ・ 第4次 国内準備 1日、現地業務 30日、国内整理 1日
 - ・ 第5次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 3日

本業務においては複数回の渡航を想定。第1次派遣は 2017年11月下旬とし、第2次派遣時からの具体的な調査業務日程は提案可。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 11月1日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017 年 11 月 15 日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験能力等

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 16点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 8点

(計100点)

類似業務：	円借款事業実施支援に係る各種業務
対象国／類似地域：	南アフリカ共和国、ザンビア、ボツワナ、マダガスカル、モーリシャス／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：支援対象とする円借款事業の受注コンサルタントは、本件に応募することができない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

現在、JICAは南部アフリカ地域において以下の円借款案件を実施している。

- ザンビア：電力アクセス向上事業（L/A調印：2009年3月26日、承諾額：5,511百万円）
 - ・借入人：ザンビア財務省(Ministry of Finance)
 - ・実施機関：Zambia Electricity Supply Corporation Limited (ZESCO Limited)
- ザンビア：カズングラ橋建設事業（L/A調印：2012年10月12日、承諾額：2,877百万円）※アフリカ開発銀行との協調融資
 - ・借入人：ザンビア財務省（Ministry of Finance）
 - ・実施機関：ザンビア道路開発庁（Road Development Agency）
- ボツワナ：カズングラ橋建設事業（L/A調印：2012年10月12日、承諾額：8,735百万円）※アフリカ開発銀行との協調融資
 - ・借入人：ボツワナ財務・開発計画省（Ministry of Finance and Development Planning）
 - ・実施機関：ボツワナ運輸・通信省（Ministry of Transport and Communication）
- マダガスカル：トアマシナ港拡張事業（L/A調印：2017年3月23日、承諾額：45,214百万円）
 - ・借入人：マダガスカル共和国政府（マダガスカル財政・予算省（Ministry of Finance of Budget）が窓口）
 - ・実施機関：トアマシナ港湾公社（Société du Port à Gestion Autonome de Toamasina: SPAT）

- モーリシャス：グラン・ベ地域下水処理施設整備事業（L/A調印：2010年7月8日、承諾額：7,012百万円）
 - ・借入人：モーリシャス財務省（Ministry of Finance）
 - ・実施機関：モーリシャス下水道公社（Wastewater Management Authority）

ザンビアおよびボツワナで実施中の「カズングラ橋建設事業」はアフリカ開発銀行との協調融資案件であり、JICAはボツワナ側のOSBP（One Stop Border Post）施設及びアクセス道路の建設（橋梁、ザンビア側のOSBP施設及びアクセス道路は対象外）を行っている。ボツワナ側に比べてザンビア側の進捗が思わしくなく、双方の完工時期がずれることが想定されており、全体に係る調整が必要となっている。また、過去に相手国政府側のディスバース手続きの遅れや利払いの遅延、請求を上回る額の償還等もあったため、引き続き指導が必要である。なお、本案件はJICAアフリカ部がJICAザンビア事務所及びJICAボツワナ支所と協力しながら案件監理を行っている。

ザンビアで実施中の「電力アクセス向上事業」はプロジェクトサイトが複数にわたりの確な状況把握が困難である。また、相手国政府の調達手続きの遅れから、追加となった配電網延伸の進捗が遅れている。そのため、複数にわたるプロジェクトサイトの状況を把握するとともに、相手国政府の調達手続きの改善に向けた助言・指導をすることが必要である。また、2019年3月に第1回目の元本償還を予定していることから、係る手続きについても指導する必要がある。なお、本案件はJICAザンビア事務所がJICAアフリカ部と協力しながら案件監理を行っている。

マダガスカルで実施中の「トアマシナ港拡張事業」は、同国に対する29年ぶりの円借款であることから、借入人・実施機関が、調達手続き、貸付実行手続きを含む円借款の手續に精通しておらず、基礎的な事項を踏まえた実務的な実施促進支援の必要がある。本案件は、現在コンサルタント選定手続き中であり、2017年12月頃に第1回目のディスバースが見込まれており、円滑な調達手続き及び貸付実行手続きが求められている。なお、本案件はJICAアフリカ部とJICAマダガスカル事務所と協力しながら案件監理を行っている。

モーリシャスで実施中の「グラン・ベ地域下水処理施設整備事業」は、2010年にL/A調印をしたにも関わらず、コンサルタント選定の遅れやプロジェクトスコープの変更、相手国政府の土地収用の進捗の遅れ等により、未だに本体工事を開始できていない。今後、本体工事に係る調達を行うことになるが、調達及びその後の貸付実行等の円滑な実施のために、改めて円借款の調達・貸付実行等に係る制度・手続きについてのきめ細やかな助言・指導が相手国政府に対して必要である。また、モーリシャス現地に事務所がなくJICAアフリカ部がJICAマダガスカル事務所と協力しながら遠隔で案件監理を行っている。

以上の状況を踏まえ、本事業はこれら諸国を対象に、実施中円借款事業に係る情報収集及び借入人・実施機関に対する支援・指導を行うとともに、個別の案件の問題を分析し、円借款事業の円滑な実施促進の為に相手国側関係機関の能力向上を図ることを目的として実施する。また、本事業を通じて抽出した個別の課題を基に南部アフリカ地域における横断的な課題を取り纏め、今後の円借款事業の実施監理の参考とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、円借款事業の制度及び手続きを十分把握の上、JICAアフリカ部並びにJICAマダガスカル事務所、JICAザンビア事務所、JICA南アフリカ共和国事務所及びJICAボツワナ支所（以下、「関連事務所」という。）の指示のもとに対象案件の実施に係る情報収集、課題分析及び実施促進のための実施機関等に対する助言を行う。

【国内作業】

- (1) 国内準備期間（第1次現地派遣前：2017年11月中旬）
 - ア JICAアフリカ部と協議を行い、本業務の目的・趣旨等を確認する。
 - イ 対象となる事業の実施機関、貸付実行方式、進捗状況等の確認・把握を行う（プログレスレポート、貸付実行進捗表等の内容の精査等）。
 - ウ 円借款事業本体のコンサルタントから情報収集を行い、各実施機関が抱える課題を把握する。
 - エ JICAの「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」（2012年4月版）、貸付実行手続き等の各種手続きを確認し、必要に応じてJICAアフリカ部、JICAインフラ技術業務部調達監理課及びJICA管理部債権管理第一課・第二課等と協議を行う。
 - オ 現地調査期間中の調査方法等の検討を行う。
 - カ 各対象案件における関連事務所と連絡を取り、現地での調査工程の調整を行う。
 - キ 上記ア～カの業務に基づき、本業務全体に係るワークプラン（英文・和文）を作成し、JICAアフリカ部に提出・説明する。マダガスカル・モーリシャスへの派遣の際には、ワークプラン（仏文仮訳）も併せて作成する。
- (2) 第1～4次国内作業期間（第1～4次現地派遣後：2018年1月上旬～2018年9月下旬）
 - ア 現地業務結果報告書（和文）をJICAアフリカ部に提出し、業務の進捗状況等について報告する。
 - イ JICAアフリカ部に対して、現地業務結果の説明を行う。
 - ウ 次回の派遣期間に係るワークプラン（和文・英文）を作成し、JICAアフリカ部に説明・提出する。マダガスカル・モーリシャスへの派遣の際には、ワークプラン（仏文仮訳）も併せて作成する。
 - エ 次回の派遣予定国の関連事務所と連絡を取り、現地での調査工程のすり合わせを行う。
- (3) 帰国後整理期間（第5次現地派遣後：2019年1月上旬）
 - ア 第5次派遣結果をJICAアフリカ部へ報告する。
 - イ 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICAアフリカ部に提出する。

【現地作業】

- (1) 第1次現地派遣期間（2017年11月下旬～2017年12月下旬）

派遣予定国：マダガスカル、モーリシャス

 - ア ワークプラン（和文・英文）をJICAマダガスカル事務所へ提出、説明し、業務の進め方について協議する。

- イ ワークプラン（英文・仏文仮訳）を相手国政府の関連省庁（マダガスカル財務・予算省、マダガスカル運輸・気象省、モーリシャス財務省、モーリシャス環境省等）及び実施機関に提出し、業務の進め方について協議する。
- ウ JICAマダガスカル事務所、相手国政府の関連省庁（マダガスカル財務・予算省、マダガスカル運輸・気象省、モーリシャス財務省、モーリシャス環境省等）及び実施機関と協議し、各事業の進捗状況（調達、貸付実行）の確認・把握を行い、案件実施に係る課題の整理・分析を行う。
- エ 相手国政府の関連省庁（マダガスカル財務・予算省、マダガスカル運輸・気象省、モーリシャス財務省、モーリシャス環境省等）及び実施機関に対して、各事業の進捗・課題に応じて以下の事項を含む円借款の制度・手続きに係る助言を行う。
 - ① 資機材・役務の調達手続き
 - ② 貸付実行手続き
 - ③ プログレスレポートの適切な作成方法
- オ 現地派遣終了時に、業務結果及び今後の対応につき現地業務結果報告書（英文・仏文仮訳）を作成し、JICAマダガスカル事務所、相手国政府の関連省庁（マダガスカル財務・予算省、マダガスカル運輸・気象省、モーリシャス財務省、モーリシャス環境省等）及び実施機関に対して説明する。

(2) 第2次現地派遣期間（2018年1月中旬～2018年2月中旬）

派遣予定国：ザンビア、ボツワナ

- ア ワークプラン（和文・英文）をJICAザンビア事務所及びJICAボツワナ支所へ提出、説明し、業務の進め方について協議する。
- イ ワークプラン（英文）を相手国政府の関連省庁（ザンビア財務省、ザンビア住宅インフラ省、ボツワナ財務・開発計画省等）及び実施機関に提出し、業務の進め方について協議する。
- ウ JICAザンビア事務所及びJICAボツワナ支所、相手国政府の関連省庁（ザンビア財務省、ザンビア住宅インフラ省、ボツワナ財務・開発計画省等）及び実施機関と協議し、各事業の進捗状況（調達、貸付実行）の確認・把握を行い、案件実施に係る課題の整理・分析を行う。また、ザンビア／ボツワナ「カズングラ橋建設事業」については、アフリカ開発銀行とも協議の上、進捗状況の確認・把握（調達、貸付実行）を行い、案件実施に係る課題の整理・分析を行う。
- エ 相手国政府の関連省庁（ザンビア財務省、ザンビア住宅インフラ省、ボツワナ財務・開発計画省等）及び実施機関に対して、各事業の進捗・課題に応じて以下の事項を含む円借款の制度・手続きに係る助言を行う。
 - ① 資機材・役務の調達手続き
 - ② 貸付実行手続き
 - ③ 償還手続き
 - ④ プログレスレポートの適切な作成方法
- オ ザンビア「電力アクセス向上事業」に関しては、進捗状況を踏まえて貸付実行期限延長が必要かどうかを確認し、JICAアフリカ部及びザンビア事務所と協議の上、延長が必要と判断される場合は貸付実行期限延長に係る手続きについて相手国政府の関連省庁（財務省等）及び実施機関に説明・確認する。

カ 現地派遣終了時に、業務結果及び今後の対応につき現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICAザンビア事務所、南アフリカ共和国事務所及びボツワナ支所、相手国政府の関連省庁（ザンビア財務省、ザンビア住宅インフラ省、ザンビア運輸・通信省、ボツワナ財務・開発計画省等）及び実施機関に対して説明する。

（３）第3次現地派遣期間（2018年4月上旬～5月上旬）

派遣予定国：マダガスカル、モーリシャス

- ア ワークプラン（和文・英文）をJICAマダガスカル事務所へ提出、説明し、業務の進め方について協議する。
- イ ワークプラン（英文・仏文仮訳）を相手国政府の関連省庁（マダガスカル財務・予算省、マダガスカル運輸・気象省、モーリシャス財務省、モーリシャス環境省等）及び実施機関に提出し、業務の進め方について協議する。
- ウ JICAマダガスカル事務所、相手国政府の関連省庁（マダガスカル財務・予算省、マダガスカル運輸・気象省、モーリシャス財務省、モーリシャス環境省等）及び実施機関と協議し、各事業の進捗状況（調達、貸付実行）の確認・把握を行う。
- エ 相手国政府の関連省庁（マダガスカル財務・予算省、マダガスカル運輸・気象省、モーリシャス財務省、モーリシャス環境省等）及び実施機関に対して、各事業の進捗・課題に応じて以下の事項を含む円借款の制度・手続きに係る助言を行う。
 - ① 資機材・役務の調達手続き
 - ② 貸付実行手続き
 - ③ プロGRESSレポートの適切な作成方法
- オ モーリシャス「グラン・ベ地域下水処理施設整備事業」に関しては、進捗状況を踏まえて貸付実行期限延長が必要かどうかを確認し、JICAアフリカ部及びマダガスカル事務所と協議の上延長が必要な場合は貸付実行期限延長に係る手続きについて相手国政府の関連省庁（財務省等）及び実施機関に説明・確認する。
- カ 現地派遣終了時に、業務結果及び今後の対応につき現地業務結果報告書（英文・仏文仮訳）を作成し、JICAマダガスカル事務所、相手国政府の関連省庁（財務省等）及び実施機関に対して説明する。

（４）第4次現地派遣期間（2018年6月中旬～7月中旬）

派遣予定国：ザンビア、ボツワナ

- ア ワークプラン（和文・英文）をJICAザンビア事務所及びJICAボツワナ支所へ提出、説明し、業務の進め方について協議する。
- イ ワークプラン（英文）を相手国政府の関連省庁（ザンビア財務省、ザンビア住宅インフラ省、ザンビア運輸・通信省、ボツワナ財務・開発計画省等）及び実施機関に提出し、業務の進め方について協議する。
- ウ JICAザンビア事務所及びJICAボツワナ支所、相手国政府の関連省庁（財務省等）及び実施機関と協議し、各事業の進捗状況（調達、貸付実行）の確認・把握を行い、案件実施に係る課題の整理・分析を行う。また、ザンビア／ボツワナ「カズングラ橋建設事業」については、アフリカ開発銀行とも協議の上、進捗状況の確認・把握（調達、貸付実行）を行い、案件実施に係る課題の整理・

分析を行う。

- エ 相手国政府の関連省庁（ザンビア財務省、ザンビア住宅インフラ省、ザンビア運輸・通信省、ボツワナ財務・開発計画省等）及び実施機関に対して、各事業の進捗・課題に応じて以下の事項を含む円借款の制度・手続きに係る助言を行う。

- ① 資機材・役務の調達手続き
- ② 貸付実行手続き
- ③ 償還手続き
- ④ プログレスレポートの適切な作成方法

- オ 現地派遣終了時に、業務結果及び今後の対応につき現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICAザンビア事務所、南アフリカ共和国事務所及びボツワナ支所、相手国政府の関連省庁（ザンビア財務省、ザンビア住宅インフラ省、ザンビア運輸・通信省、ボツワナ財務・開発計画省等）及び実施機関に対して説明する。

（５）第5次現地派遣期間（2018年10月上旬～12月上旬）

派遣予定国：ザンビア、ボツワナ、マダガスカル、モーリシャス

- ア ワークプラン（和文・英文）を関連事務所（JICA南アフリカ共和国事務所を除く）へ提出、説明し、業務の進め方について協議する。
- イ ワークプラン（英文・仏文仮訳）を相手国政府の関連省庁（ザンビア財務省、ザンビア住宅インフラ省、ザンビア運輸・通信省、ボツワナ財務・開発計画省、マダガスカル財務・予算省、マダガスカル運輸・気象省、モーリシャス財務省、モーリシャス環境省等）及び実施機関に提出し、業務の進め方について協議する。
- ウ 関連事務所（JICA南アフリカ共和国事務所を除く）、相手国政府の関連省庁（財務省等）及び実施機関と協議し、各事業の進捗状況（調達、貸付実行）の確認・把握を行い、案件実施に係る課題の整理・分析を行う。また、ザンビア／ボツワナ「カズングラ橋建設事業」については、アフリカ開発銀行とも協議の上、進捗状況の確認・把握（調達、貸付実行）を行い、案件実施に係る課題の整理・分析を行う。
- エ 相手国政府の関連省庁（ザンビア財務省、ザンビア住宅インフラ省、ザンビア運輸・通信省、ボツワナ財務・開発計画省、マダガスカル財務・予算省、マダガスカル運輸・気象省、モーリシャス財務省、モーリシャス環境省等）及び実施機関に対して、各事業の進捗・課題に応じて以下の事項を含む円借款の制度・手続きに係る助言を行う。
- ① 資機材・役務の調達手続き
 - ② 貸付実行手続き
 - ③ プログレスレポートの適切な作成方法
- オ 現地派遣終了時に、業務結果及び今後の対応につき現地業務結果報告書（英文・仏文仮訳）を作成し、関連事務所、相手国政府の関連省庁（ザンビア財務省、ザンビア住宅インフラ省、ザンビア運輸・通信省、ボツワナ財務・開発計画省、マダガスカル財務・予算省、マダガスカル運輸・気象省、モーリシャス財務省、モーリシャス環境省等）及び実施機関に対して説明する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（和文・英文・仏文仮訳）（全体および各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。電子データでJICAアフリカ部に事前に共有の上、国内準備期間および現地派遣開始時に説明を行う。また、現地業務開始時に各国JICA事務所及び実施機関にワークプランを提出、説明の上業務内容を確認する。

(2) 現地業務結果報告書（和文・英文・仏文仮訳）

各派遣時及び派遣終了時に作成。ただし、第5次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第5次現地業務結果報告書（英文・仏文仮訳）は実施機関への最終報告書として内容を取りまとめることとする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文2部）

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の目的
- 3) 業務の達成状況及び業務実施上遭遇した課題とその対処
- 4) プロジェクト実施上での残された課題
- 5) 提言と教訓

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICAアフリカ部に提出する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-att/quotation_01_201706.pdf）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。

航空賃については、成田または羽田（日本）－派遣予定国の首都（アンタナナリボ、ポートルイス、ルサカまたはハボロネ）及び派遣予定国の首都間（アンタナリボ－ポートルイスまたはルサカ－ハボロネ）のみを計上して下さい。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構関連事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両関係費
- ・ 通信・運搬費

- ・ 資料等作成費
- ・ 消耗品費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。ただし、現地M/M、国内M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

当機構各国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

第1次及び第2次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿泊手配

第1次及び第2次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

必要に応じて手配

エ) 通訳備上

マダガスカルでの業務時のみ、JICAマダガスカル事務所が英仏通訳を備上する。また、備上した通訳にワークプランや現地業務報告書の仏文仮訳を依頼する。

オ) 現地日程のアレンジ

第1次及び第2次現地派遣開始時における実施機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。その他現地派遣時は必要に応じて手配する。

カ) 執務スペースの提供

実施機関またはプロジェクトオフィス内の執務スペース提供予定（ネット環境確認中）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が当機構ホームページ、当機構図書館のウェブサイトおよびナレッジサイトの該当ページで公開されています。

- ・ ザンビア「電力アクセス向上事業」

https://www.jica.go.jp/press/2008/20090327_02.html

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_ZM-P4_1_s.pdf

- ・ ザンビア／ボツワナ「カズングラ橋建設事業」
https://www.jica.go.jp/press/2012/20121012_02.html
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_ZM-P5_1_s.pdf
- ・ マダガスカル「トアマシナ港拡張事業」
https://www.jica.go.jp/press/2016/20170324_01.html
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_MD-P5_1_s.pdf
- ・ モーリシャス「グラン・ベ地域下水処理施設整備事業」
https://www.jica.go.jp/press/2010/20100709_01.html
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_MS-P4_1_s.pdf
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12026746_01.pdf

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
 及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、関係各JICA在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ マダガスカルでの業務時は英仏通訳を備上しますので英語でも業務が可能です。仏語ができればより望ましいです。
- ⑤ 各国の状況によっては派遣予定国への派遣を中止する可能性もあります。

以上